

## 防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン検討委員会 第1回会議録

議事（◎：委員長、○：委員、◇：事務局又はオブザーバー）

### ガイドライン案「Iはじめに」について

- 県と市の捉え方の問題がある。名古屋市、一宮市はガイドラインを既に持っている、県がガイドラインを持つ意味はあるのか。本来であれば、市町村が持つほうが有用だと思う。名古屋市と県で齟齬があるとどうするのか。
- ◇ 既に策定済みの市町村では二重となるが、そういう場合は市町村のものが有効。今後、市町村がガイドラインを策定し、さらに規制的なものを作るのであれば条例となると考えている。
- 県内で策定されていないところをガイドラインがカバーするという趣旨だと思うが、本来は地域に近い自治体を作るべき。県は市町村がガイドラインを作るよう指導したほうがよいのではないか。
- ◎ 県が最初に策定すれば良かったが、作ることに意味があると思う。各自治体で策定するのが良いが、小さい自治体では作れないのではないか。県と市町村がそれぞれ作ったなら市町村のものが優先されるべき。
- では、モデル案を提示すればよいのではないか。
- ◇ 2月議会でもこれに関連する質問があった。市町村の状況は様々であり、防犯カメラの必要性も地域で異なる。犯罪の減少のためには、市町村に対し、カメラの設置を促進する必要がある。ただ、地域の犯罪情勢に近い市町村と警察がカメラを含めた対策を実施しているが、県としては、対策をとるよう促進する意味でガイドラインを策定しようとしている。個別の要件を全部対応できるとは考えていないので、基本的な考え方を示すものである。
- ◎ これは、モデル案ではなく、ガイドラインである。市町村にはそれぞれ特色がある。
- 情報公開条例や個人情報保護条例などは実施機関が違うからそれぞれ作るのわかるが、防犯カメラのガイドラインは違う。地域が共通するので2つ持つのはおかしい。
- ◎ 市街地と郊外では違ったものがあると思う。各市町村は県が作ったガイドラインのなかで地域にあわせたものを作ればよい。
- 「設置主体にかかわらず」とあるが、警察や行政が直接カメラを設置するよりも、現在は民間にやってもらい、民間は防犯効果を享受し、警察・行政もその効果を享受している。警察や行政が設置する防犯カメラというものはあるのか。

◇ ある。

○ 同じガイドラインのなかで、設置主体が違うのであれば、管理責任者や秘密の保持やペナルティは変わるべきではないか。民間人と公務員の秘密の保持は違うものである。

◇ 公務員が情報を漏洩した場合は守秘義務違反であるが、ガイドラインなのでペナルティは考えていない。

◎ ガイドラインなのでペナルティは書かれていない。公務員が秘密の保持に違反すれば、刑事事件として、別に処分される。行政・市民どちらが設置しようがカメラに写される側のプライバシーは変わらない。それらのプライバシーの保護を目的としているものなのでこの案で問題ないと思う。プライバシーを守るという点では、同じである。

○ 一番問題なのは、収集された情報がどう使われるかで、行政と民間は違うべきである。

◎ そうすると、行政であろうが民間であろうが、きちんと管理しなくてはいけないのは同じではないのか。

○ きちんと管理しなければならないというのは精神論ではないか。

◎ 県や市町村がやるとプライバシーの侵害の度合いが大きいというものではない。どちらがやろうが一緒ではないかと思う。

## ガイドライン案「Ⅱ 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項」について

○ 「7 撮影された画像の閲覧・提供の制限」のなかで、本文で「設置者等は、次の場合を除き」とあるが、(3)で捜査機関から閲覧を求められた場合を別立てしているのはなぜか。

◇ 他県の(3)にあたる部分では、閲覧ではなく情報提供となっている。閲覧に限定することで、厳しくしたと考えている。

○ 行方不明者の安否確認などは緊急性があるといえるか。

◎ 同様に「照会」や「提供」、「閲覧」という言葉の区別がわかりにくい。

○ 最も疑問なのは、本文となお書きに統一性がない。本文では例外を除き禁止としているのに、なお書きに「記録しておくこととします」とあるが不自然ではないか。(3)の令状があればよいが、なくても閲覧だけならいいよというのは、イージーな感じを受ける。防犯のために民間が収集したものを、令状等刑訴法の要件を満たしたのなら構わないが、閲覧といっても警察の力にとっては提供と質的な差はないのではないか。ここが一番怖いところである。日弁連のような人権団体にとっては、最も議論するところは、プライバシーと捜査、警察との対立である。ガイドラインとはいえ、犯罪捜査のためなら提供が認められる例

外部分が広いのではないか。

◇ 閲覧だけでも文書等を求めることが必要か。

◎ 捜査機関からの照会、弁護士会からの照会というのは、「いついつの録画があるかないか」という照会だけか、それとも「あれば出して欲しい」というものか。

○ 弁護士会からの照会は会長が判断する。通常は画像のあるなしと同時に、見せてほしいという照会となる。

◇ 県警も弁護士会と同じで同時に照会を行う。あるか無いかという照会だけに限らない。

○ (1)(2)の捉え方と(3)を同列で捉えてよいのか。閲覧と提供の違いを考えているのか。

◇ そうである。

◎ 提出を求める場合は文書が必要で、閲覧のみの場合は、文書は必要ないという考えである。

○ 画像の提供は、本人の同意を要する個人情報保護法第 23 条に抵触しないか。この記載の仕方であると法に触れるおそれがあるのではないか。

◎ 個人情報保護法のことを10に記載してある。個人情報の項目を前に持ってくることでよいか。

○ 通常はガイドラインの「はじめに」又は「設置目的」に持ってくる。ただ、当然のことなので、あえて規定するとスマートでない印象も持ちかねないが、10で入れるよりはスマートではないか。

◇ 7の本文に個人情報保護法に関する記載を加えるという形に変えることを検討する。

○ カメラを運用している者の立場からだが、7のなお書きの、また以下の意味がわかりにくい。写っている人から画像の提供・閲覧を請求されたことはない。実際に、請求を受けていたら自分たちの環境では、対応できないと思う。こういう項目は入れないほうがよいと思う。

◎ なお書きは、注意書きのつもりか。

◇ 注のつもりで入れてある。(1)(2)で提供する場合であっても、良く検討すべきとした。

○ ガイドラインの本文は条文ではないので、注でも良いが、別紙に例示されている運用要領では、条文にしないとスタイルがよくないので、また書きはしないで別項目を立てる。

◎ 非常に重要なことを言っているので、なお書きではなく条文をひとつ入れてはどうか。入れるとしたら、7

(1)、7(2)と独立して条文にすることになるか。

- 報道機関としての意見だが、ニュースのなかで、自分が映っている映像が欲しいという要求があっても受けない。モザイク処理などで相当な労力がかかる。これを設置者に求めると対応ができないのではないか。日弁連の意見書とは、せめぎあいになるが。
- 個人情報保護法第 25 条では、画像は個人データに入るとすると、本人の開示を認めているので、アクセス権は認めざるを得ない。今のプライバシー権の定義は、自己情報のコントロール権となっている。ただ、実際には、委員が言われるように、対応できないものであるが、法律の規定がある以上は、クリアしないとイケない。
- 書いておくと、混乱を招くと思われる。
- 商店街の立場からではそれでも良いかもしれないが、県が定めるガイドラインが法に反していたのでは大失敗である。他の自治体の条例を資料として配布して欲しい。議論が元に戻ってしまうが、ガイドラインが良いのかということがある。これだけ個人情報を集めておきながらガイドラインでよいのか。愛知県でガイドラインを出すにしても条例としなかった理由もきちんと作っておくべきである。
- ◇ 条例を定めているのは市町村単位であり、都道府県にはない。
- ◎ 県のガイドラインで厳罰を課すと大変なことになるが、市町村が状況に応じてペナルティを課するのはよいのではないか。県のガイドラインでペナルティを課するのは大きな混乱を招くと思う。
- 委員長の意見はガイドラインを前提としているものだが、条例についても検討はしなければいけない。杉並区や世田谷区は、革新的な方向性を持つ団体であるので、なぜ条例としたのか、どういう条例となっているのかは見ておきたい。
- ◇ 次回までに整理する。
- 参考資料8ページ、全国の状況のなかから、ガイドラインを典型的に3～4通りの内容を見たい。杉並区はもちろん、京都府など同規模県のガイドラインも見たい。他県に劣るようなものは作れない。
- ◇ 資料を用意したい。
- ◎ 画像の保管期間が1か月という案になっているが、犯罪に関係したと思えば、延長もあると思うのだが、技術的な面も含めて、報道機関ではどうか。一般的にはどうか。
- 現在はディスクがあるので3か月でも半年でも保管は可能である。3か月くらいが良いかと思う。でも A の人が見たいというと 10 人写ってれば、残りの 9 人にモザイクが必要で手間もかかる。また、1 人に請求されたら 9 人の同意はどうとるのか問題となる。

◎ 地域でカメラを設置している方からすると、1 か月かどうか。

○ 1 か月保管している。

◎ では、先ほどのように10の個人情報保護法関係を前に持ってくるということでしょうか。

○ 一番重要なことが欠けている。第三者機関を設けるべきかどうか。深夜に男女が歩いている画像が面白いという、悪用したらどうなるのか。警察のOBが情報を流して不当な利得を得ているという報道が毎日のようにされている。このガイドラインの要領案は個人の善意・自律を求めているものであって、それだけでよいのか。第三者機関を設けたからといって、どれだけの担保がかかるのかとは思いますが。個人情報保護法はEUの指令を受けて制定されたもので、そこでも第三者機関の設置が求められている。人は信用できないものである、そのあたりを事務局はどのように考えるのか。

◎ 第三者機関とはどんなイメージか。

○ 国レベルでは国民生活センター、地域で言えば学識経験者が7人くらいいていつでも立ち入りできるようなもの。苦情処理対応責任者という立場にもなる。

◎ それをガイドラインに乗せるかどうか。ガイドラインとは別に必要とは思いますが、このガイドラインですぐにそれを作るか。

○ 事務局で他の自治体の状況を調べてほしい。他所でやっていないからやらなくて良いというつもりは無いが。

◇ その機関は県でまとめて一箇所作るようなものか、各地域それぞれで設置するものなのか。機関については、今のところガイドラインでは考えていない。県としては、ガイドラインのように基本を押さえておくべき最低限のものを策定することを考えていて、強制力を伴うものは考えていない。次回までに検討したい。

○ 方法はいろいろあると思うが、県に非常設で、7人くらいでそういう機関を持っていて、管理の方法がよいのかどうかを立入調査できるように、ガイドラインのなかに「第三者機関を受け入れる」という文言を入れてはどうか。強制力ではなく同意をとる。第三者機関を設け、定期的に調査する機関があれば安心感も広がる。

◎ 消費者の苦情は消費生活センターというのがあるが、そういうものを作って苦情を聞き入れたり、設置者に提言したりすればよいものとなる。将来的なアイデアとしてはよい。

○ 将来的にではなく、このガイドラインの議論のなかで議論すべき。ガイドラインの掘ってたつものである。

◎ このあたりは委員間の相違である。他の委員で何か意見はないか。

○ ガイドラインが必要なのか条例がよいのか、そこが定まらないと議論が不安定になるので、その検討が必要である。